

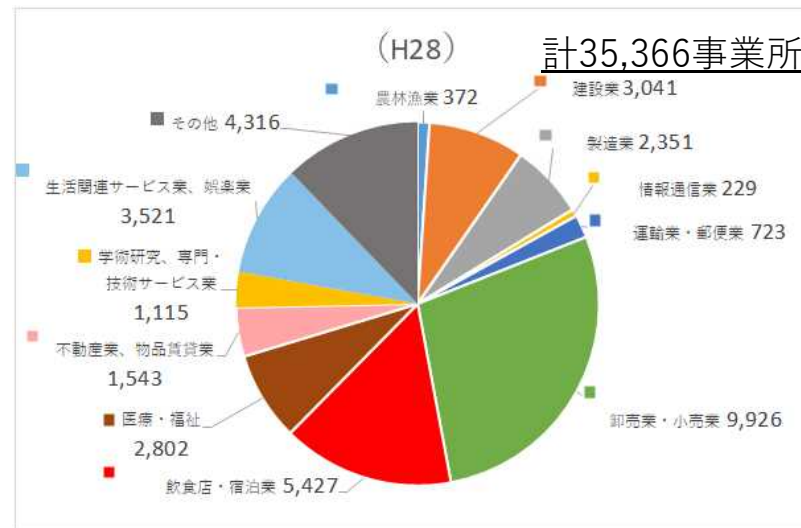
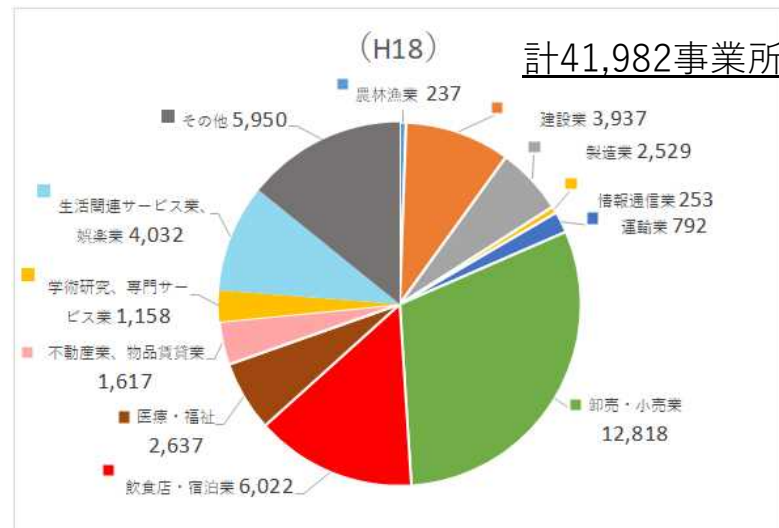
本県中小企業・小規模企業の現状・課題

① 現状

- ・平成28（2016）年における県内企業のうち、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）の割合（※）は、企業数で24,997社（99.9%）、従業員数で164,103人（91.9%）となっており、大部分を占める。（※）会社以外の法人及び農林漁業は含まない 出典：中小企業白書2021
- ・平成18（2006）年から平成28（2016）年にかけて、事業所数（※）は6,616事業所減少（△15.8%）、従業員数は、40,931人減少（△12.8%）。

※農林漁業は個人経営を除く 出典：高知県統計書

【事業所数の推移】



○ 「農林漁業」「医療・福祉」以外の産業分野では事業所数が減少

- 農林漁業 H18 237事業所 → H28 372事業所 (+57.0%)
- 建設業 H18 3,937事業所 → H28 3,041事業所 (△22.8%)
- 製造業 H18 2,529事業所 → H28 2,351事業所 (△7.0%)
- 卸売・小売業 H18 12,818事業所 → H28 9,926事業所 (△22.6%)
- 宿泊業、飲食サービス業 H18 6,022事業所 → H28 5,427事業所 (△9.9%)
- 医療・福祉 H18 2,637事業所 → H28 2,802事業所 (+6.3%)

② 課題

- ・県を挙げて産業振興計画に取り組んでいるが、県内中小企業等には対象外の産業分野（※）であったり、計画に関わらない事業者もいるため、それぞれの取り組みについて、中小企業・小規模企業振興条例で定める中小企業振興の理念や方向性を共有する仕組みが必要。（※）例 建設業、運輸業 等
- ・また、経営資源が限られる中小企業等にとっては、デジタル化、グローバル化、グリーン化、生産性の向上、事業承継、人手不足、働き方改革、災害等への対応が課題となっている。

高知県中小企業・小規模企業振興条例（令和3年4月1日施行）

中小企業等の振興に関し、基本理念を定め、県をはじめとする関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、振興の基本となる事項を定めることにより、振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与する。

【対象】「中小企業基本法」に規定する中小企業・小規模企業者とし、具体的には個別の施策ごとに適切な範囲を定めるもの（公序良俗に反する事業、暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等による事業や政治団体、宗教上の組織又は団体による事業等は対象外）

【取組】 ◆ 中小企業・小規模企業の振興についての理念や施策の方針を示し、県全体で共有 ◆ 今後数年間の施策について**基本的な方向性を示す「指針」**を策定